

○京丹後市いじめ防止対策等専門委員会及び京丹後市いじめ問題調査委員会に関する  
条例

平成 26 年 6 月 17 日

条例第 26 号

改正 平成 29 年 2 月 24 日条例第 1 号

平成 29 年 12 月 21 日条例第 49 号

目次

第 1 章 京丹後市いじめ防止対策等専門委員会（第 1 条—第 10 条）

第 2 章 京丹後市いじめ問題調査委員会（第 11 条—第 14 条）

附則

第 1 章 京丹後市いじめ防止対策等専門委員会

（設置）

第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）

第 14 条第 3 項及び第 28 条第 1 項の規定に基づき、京丹後市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として京丹後市いじめ防止対策等専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) いじめの防止等のための対策に関する事項

(2) 法第 28 条第 1 項に規定する調査

（組織）

第 3 条 専門委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 弁護士

(2) 医師

(3) 臨床心理士

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、学識経験を有する者

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(臨時委員)

第7条 特別の事項を調査させるため、委員長が必要があると認めるときは、専門委員会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、調査審議のため必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 専門委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第10条 この章に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

## 第2章 京丹後市いじめ問題調査委員会

(設置)

第11条 この条例は、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として京丹後市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第12条 調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について、必要な調査を行うものとする。

(庶務)

第13条 調査委員会の庶務は、市民環境部市民課において処理する。

(専門委員会に関する規定の準用)

第14条 第3条から第8条まで及び第10条の規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第3条第2項及び第7条第2項中「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年2月24日条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月21日条例第49号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。